

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>Ⅱ－３－２－３ 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－３－１ 意義【共通】</p> <p>利用者に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、系統金融機関は、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている（農協法第 11 条の 6 第 2 項及び農中法第 57 条第 2 項）。</p> <p>特に、個人利用者に関する情報については、信用事業命令、農中法施行規則及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 8 号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（<u>仮名加工情報・匿名加工情報編</u>）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 9 号）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号。以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示第 2 号。以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p>	<p>Ⅱ－３－２－３ 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－３－１ 意義【共通】</p> <p>利用者に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、系統金融機関は、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている（農協法第 11 条の 6 第 2 項及び農中法第 57 条第 2 項）。</p> <p>特に、個人利用者に関する情報については、信用事業命令、農中法施行規則及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 119 号。以下「個人情報保護法」という。）並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 8 号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（<u>匿名加工情報編</u>）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 9 号）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号。以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示第 2 号。以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、系統金融機関は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する「法人関係情報」をいう。以下同じ。）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、系統金融機関は、利用者に関する情報及び法人関係情報（以下「利用者等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>Ⅱ－3－2－3－2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人利用者に関する情報管理</p> <p>① 個人利用者に関する情報については、<u>信用事業命令第14条の3</u>及び農中法施行規則第68条に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>② 個人利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、信用事業命令第14条の5及び農中法施行規則第70条に基づき、金融分野ガイドライン第</p>	<p>また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、系統金融機関は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する「法人関係情報」をいう。以下同じ。）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、系統金融機関は、利用者に関する情報及び法人関係情報（以下「利用者等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>Ⅱ－3－2－3－2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人利用者に関する情報管理</p> <p>① 個人利用者に関する情報については、<u>信用事業命令第14条の3</u>及び農中法施行規則第68条に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>② 個人利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、信用事業命令第14条の5及び農中法施行規則第70条に基づき、金融分野ガイドライン第</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>5条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注)「その他の特別の非公開情報」とは、以下の情報をいう。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第2条第4号に定める事項に関する情報</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第12条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人利用者から適切な同意の取得が図られているか。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅱ-3-2-3-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>検査結果、個人情報等漏えい等報告書等により、利用者等に関する情報管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき<u>必要な措置</u>を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。</p> <p>(注)個人情報については、必要に応じて別途、個人情報保護法における</p>	<p>5条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注)「その他の特別の非公開情報」とは、以下の情報をいう。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第11条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人利用者から適切な同意の取得が図られているか。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅱ-3-2-3-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>検査結果、個人情報等漏えい報告書等により、利用者等に関する情報管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき<u>必要措置</u>を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。</p> <p>(注)個人情報については、必要に応じて別途、個人情報保護法における</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があることに留意すること。</p> <p>Ⅱ－３－２－４ 外部委託 Ⅱ－３－２－４－２ 主な着眼点【共通】 (1) 利用者保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。 ①～③（略） ④ 個人利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、信用事業命令第 14 条の 3 及び農中法施行規則第 68 条に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 ア・イ（略）</p> <p>Ⅱ－３－２－４－３ 監督手法・対応【共通】 (1) 系統金融機関の管理態勢に問題が認められる場合 検査結果、<u>個人情報等漏えい等報告書</u>等により、系統金融機関の業務の外部委託に係る内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 法に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。</p>	<p>事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があることに留意すること。</p> <p>Ⅱ－３－２－４ 外部委託 Ⅱ－３－２－４－２ 主な着眼点【共通】 (1) 利用者保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。 ①～③（略） ④ 個人利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、信用事業命令第 14 条の 3 及び農中法施行規則第 68 条に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は<u>き損</u>の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 ア・イ（略）</p> <p>Ⅱ－３－２－４－３ 監督手法・対応【共通】 (1) 系統金融機関の管理態勢に問題が認められる場合 検査結果、<u>個人情報等漏えい報告書</u>等により、系統金融機関の業務の外部委託に係る内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 法に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(2) 外部委託先の業務運営態勢等に問題が認められる場合</p> <p>① 系統金融機関に対する対応</p> <p>検査結果等により外部委託先の業務運営態勢に問題があると認められる場合や、<u>個人情報等漏えい等報告書</u>等により外部委託先において不適切な業務運営が行われていると思料される場合には、まずは委託者である系統金融機関を通じて、事実関係等（当該系統金融機関の管理態勢等を含む。）の把握等に努めることを基本とすることとする。この場合においても、当該系統金融機関に対しては、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。ただし、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、以下②の対応を並行して行うことを妨げるものではない。</p> <p>② (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>VI-3 システムリスク</p> <p>VI-3-2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理</p> <p>①~⑪ (略)</p> <p>⑫ 系統金融機関電子決済等代行業に関して取得した個人データの第三者提供を行う場合には、<u>金融分野ガイドライン第12条</u>等を遵守するため</p>	<p>(2) 外部委託先の業務運営態勢等に問題が認められる場合</p> <p>① 系統金融機関に対する対応</p> <p>検査結果等により外部委託先の業務運営態勢に問題があると認められる場合や、<u>個人情報等漏えい報告書</u>等により外部委託先において不適切な業務運営が行われていると思料される場合には、まずは委託者である系統金融機関を通じて、事実関係等（当該系統金融機関の管理態勢等を含む。）の把握等に努めることを基本とすることとする。この場合においても、当該系統金融機関に対しては、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。ただし、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、以下②の対応を並行して行うことを妨げるものではない。</p> <p>② (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>VI-3 システムリスク</p> <p>VI-3-2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理</p> <p>①~⑪ (略)</p> <p>⑫ 系統金融機関電子決済等代行業に関して取得した個人データの第三者提供を行う場合には、<u>金融分野ガイドライン第11条</u>等を遵守するため</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>の措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人利用者から適切な同意の取得が図られているか。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>VI-3-3 監督手法・対応</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 不正送金、誤送金、情報漏えい等</p> <p>特権 ID の悪用による不正送金やシステムのプログラムミスによる誤送金等の利用者や経営に重大な影響がある問題を認識後、30日以内にその事実を系統金融機関電子決済等代行業者の監督部局宛てに報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第 52 条の 61 の 16 に基づき業務改善命令を発出するものとする（個人である利用者に関する情報の漏えいに関するものについては、農協法又は農中法に基づく対応の他、<u>個人情報保護法</u>における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置を執る場合があることに留意するものとする。）。</p> <p>(3)（略）</p>	<p>の措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人利用者から適切な同意の取得が図られているか。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>VI-3-3 監督手法・対応</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 不正送金、誤送金、情報漏えい等</p> <p>特権 ID の悪用による不正送金やシステムのプログラムミスによる誤送金等の利用者や経営に重大な影響がある問題を認識後、30日以内にその事実を系統金融機関電子決済等代行業者の監督部局宛てに報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第 52 条の 61 の 16 に基づき業務改善命令を発出するものとする（個人である利用者に関する情報の漏えいに関するものについては、農協法又は農中法に基づく対応の他、<u>個人情報の保護に関する法律</u>における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置を執る場合があることに留意するものとする。）。</p> <p>(3)（略）</p>

附 則

この通知の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。